

○内閣府令第 号
農林水産省

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 金子原二郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十一条第一項第十二号ハ	[略]	一号	用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第百十一条第一項第十二号ハ及び第百十八条第八号において同じ。）
		協同組織金融機関を		協同組織金融機関及び特定承継会社を	
備考 表中の「」の記載は注記である。	[同上]	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十一条第一項第十二号	[同上]	一号	用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第百十一条第一項第十二号ハ及び第百十八条第八号において同じ。）
		協同組織金融機関を		協同組織金融機関及び特定承継会社を	

附 則

この命令は、令和四年六月二十二日から施行する。